



平成 28 年 5 月 23 日

各 位

上場会社名 スーパーバグ株式会社
代表者 取締役社長
福田 晴明
(コード番号 3945 東証第二部)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長
柳井俊一郎
(TEL 04-2938-1222)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 79 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性の向上および公告手続きの合理化を図るため、当社の公告の方法を電子公告により行うよう変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告によることができない場合の措置を定めるため、現行定款第 4 条を変更するものであります。
- ② 当社の執行役員制度を定款上明確に位置付けるため、執行役員の選任方法および職務等に関する規定を定款第 31 条に新設するものであります。
- ③ 上記規定の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 3 条 (略)	第 1 条～第 3 条 (現行に同じ)
(公告方法) 第 4 条 当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。 ② (新設)	(公告方法) 第 4 条 当社の公告は、 <u>電子公告</u> により行う。 <u>②やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第 5 条～第 19 条 (略)	第 5 条～第 19 条 (現行に同じ)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役、取締役会および執行役員
第20条～第30条 (略) <u>(新 設)</u>	第20条～第30条 (現行に同じ) <u>(執行役員)</u> 第31条 <u>当社は、取締役会の決議によって執行役員を置くことができる。</u> <u>②執行役員の職務等については、取締役会が別途定める執行役員制度規程に基づくものとする。</u>
第31条～第46条 (略)	第32条～第47条 (現行に同じ)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 29 日 (水)
定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日 (水)

以 上